

厚労省 自治体インセンティブ 18年度保険者平均 411点 / 612点

保険者機能強化推進交付金 初実績

厚生労働省は先ごろ、自治体へ交付する「保険者機能強化推進交付金」の 2019 年度版の評価指標を示しました。入門的研修の実施状況や、地域差を分析したうえでの給付費適正化の方策策定などが新たな評価項目に加わります。都道府県では、得点が著しく低い所管市町村がある場合に、「減点」する仕組みも設けます。合わせて、注目が集まる初年度の各自治体の実績も報告されました。市町村の全国平均点は 411 点 (612 点満点) でした。

保険者機能強化推進交付金は、自治体の自立支援・重度化防止、給付適正化の取り組みを促すため、18年度の介護保険法改正で導入された自治体への財政的インセンティブです。国が設定した指標に従って、都道府県、市町村の取り組みが点数化され、得点と合わせて第一号被保険者数に比例した交付金が自治体に支払われます。

例えば、▽居宅介護支援の受給者における入院時情報連携加算、退院・退所加算の取得率▽住民主体の通いの場への高齢者の参加率▽要介護認定の変化——などが指標に設定されています。19 年度は今年度と同額の 200 億円が予算案に計上されています。

19年度版の評価指標は、市町村分が61→63項目に、都道府県分は20→21項目となります。市町村分は、①「地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定しているか」②「介護人材の確保および質の向上に関し、介護に関する入門的研修の実施状況はどうなっているか (研修を実施しているか、研修修了者に対するマッチングを行っているか)」——が新しく追加されます。

①の「地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定しているか」は、今回は加点項目ですが、20 年度の評価指標では達成されていない場合、減点対象とすることの検討が予定されています。また、今年度は第 7 期のサービス見込み量や自立支援・重度化防止の目標・重点施策について、「推計や計画を立てているか」で評価しましたが、19 年度は一步進めて、計画の実績把握や進捗管理が行えているかで加点されます。自治体の PDCA の取り組みを進めるため、2 年目に実施すべき内容に変更しました。

都道府県分では減点項目が設けられます。「管内市町村の評価指標の得点が著しく低い市町村があるか」で、該当する場合は減点されます。「著しく低い」は得点率 30% (18 年度評価指標では 200 点以下が目安) を想定しています。減点幅や評価方法は実績把握後に改めて検討を行うことになっています。また今年度は内示時期が遅れたことから、交付金を活用した事業実施がしにくい状況があったとし、19 年度は内示時期が 7 月に前倒しされ、年内の交付を予定しています。

「保険者のケアマネジメント方針の伝達」平均 4.8 点

今年度の各自治体の評価結果も報告されました。市町村分は 612 点満点で全国平均点は 411 点 (得点率 67.2%) でした。都道府県別にみると、大分県 (509.8 点) が最も高く、茨城県 (314.5 点) が最も低くなりました。厚労省の橋本敬史・介護保険計画課長は、特に自治体の取り組みが進んでいない項目として、「保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に伝えているか」(平均 4.8 点 / 10 点) などを挙げています。3 月 19 日開催の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議では、自治体担当者から「小規模市町村ではなかなか取り組みを進められない現状がある」との声があがりましたが、厚労省は「そうした市町村へこそ、都道府県の重点的な支援をお願いしたい」と理解を求めました。今後、国は 18、19 年度の自己評価結果について、自治体ヒアリングなどを行い、分析・検証、活用方策などに関する検討のための調査研究事業を実施することにしています。